

## 平成28年度第1回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成28年4月28日 午前9時～午前9時50分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (11名)

高石娑治夫・窪内康夫・細川盛次・和田勇・長野直樹  
和田正夫・川井高廣・仁井田亮一郎・伊藤弘康・伊藤正枝  
永野博隆

4. 欠席委員 近藤卓士・西村美佐江・澤田順一
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 吉村雅愛 書記 秦泉寺理恵
6. 議事日程

### 議案審議

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について |
| 第2号議案 | 農地法第5条による許可申請について |
| 第3号議案 | 土佐町農用地利用集積計画について  |

改正農地法等について

その他

### 7. 会議の次第

事務局 秦泉寺：おはようございます。時間前ですが、お揃いになられましたので只今から平成28年度第1回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。本日欠席の連絡をいただいているのは近藤委員、西村委員、澤田委員です。事務局長は別の会議のため欠席です。

会長：おはようございます。平成28年度の第1回土佐町農業委員会総会を開会をします。農繁期で皆さん大変忙しい折ですので、会議はスムーズに進めていきたいと思います。本日の会議録署名委員の指名を行います。5番 和田勇 委員、6番 長野直樹 委員の2名を指名致しますのでよろしくお祈いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。採決は1件ずつ行いますのでご了承ください。

事務局 秦泉寺：第1号議案農地法第3条による許可申請について、今回は3件あります。資料2枚目に案件ごとの概要を記載した一覧表を付けております。3条の許可については町の許可になります。1件目について説明します。資料の2枚目をご覧ください。審議案件について記載しています。譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。土地は宮古野字下久保333番、面積4,592平米です。同じく336番地、面積978平米。2筆の合計が5,570平米です。いずれも地目田、現況畑です。地目とあるのは登記地目です。場所は、学校の近くです。売買による所有権移転で、売買価格は2筆で1,000万円です。購入資金については借入金と自己資金とのことです。今後は水稻や飼料作物の作付予定です。資料中の右端の欄の耕作状況とあるのは、譲受人のXXXXXXXXXXさんの、この申請分と現在の耕作地を合わせた面積が入っています。土佐町では30アール以上でないと農地の所有等ができないので、確認のため掲載しています。譲受人の自宅からの通作は車で5分で、農機具も所有しています。農業委員さんの確認は3月の提出であったため前任の和田さんの確認をもらっています。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案

件であると判断しております。1件目については以上です。

会長：この件について担当農業委員の伊藤弘康さんから補足説明がありますか。

伊藤弘康委員：ありません。

会長：この件については、前任の方の確認をしていますので、伊藤さんのほうでは今回補足説明はないということです。

伊藤委員：確認というのはどんなにしているのですか。

事務局 秦泉寺：3条については事務局が地番が分かる書類と航空写真等を使って、現地へ現況等を確認しに行きます。

伊藤委員：農業委員も一緒に行くのですか。

事務局 秦泉寺：3条、4条、5条については、事務局へ申請するときに添付書類として農業委員の確認書がありますので、申請前に申請人や代理人から農業委員さんの証明をもらいに行きます。

伊藤委員：地権者の名前とかも書いたものが来るのですね。自分で面積の確認をしたりは必要ですか。

事務局 秦泉寺：確認書で確認してください。その他の耕作状況などは事務局でもチェックします。

会長：書類をもとに確認してください。

窪内委員：売買価格が高額ですが、これが参考基準価格となるようならどうでしょうか。

事務局：申請地付近は基盤整備が行われていて、自己負担額も1反当たり200万払ったということもあり、双方でこの価格設定となったようです。

会長：この件について他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。農地法3条について1件目について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。2件目についての説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：2件目について説明します。譲渡人、[REDACTED]さん。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。土地は西石原字ハエノ本46番1、地目畑、現況畑、面積170平米。同じく47番1、160平米。同じく47番7、86平米。同じく48番1、375平米。字同じく49番1、地目田、現況田、273平米。同じく49番2、164平米。字ハシツメ106番、地目、現況とも田、面積1,038平米。西石原字井口1274番1、地目、現況とも田、214平米。同じく1286番1、地目、現況とも畑、117平米。同じく1287番1、地目、現況とも畑、281平米。田が4筆で1,689平米、畑が6筆1,189平米で合計10筆で2,878平米です。場所は、旧石原小学校の近くです。贈与による所有権移転です。今後も今まで通りの水稻や野菜等の作付予定です。譲受人の自宅からの通作は徒歩で5分以内で、農機具も所有しています。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。2件目については以上です。

会長：この件について担当農業委員の窪内委員さんから補足説明がありますか。

窪内委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。農地法3条について2件目について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は許可することに決定しました。3件目についての説明をお願いします。



事務局 秦泉寺：3件目について説明します。本件は第2号議案の農地法第5条申請とともに申請があり、太陽光発電設備を設置するにあたり太陽光発電のパネルの下部で営農を継続するため、パネル下部の農地について地上権の設定を行います。地上権とは他人の土地において工作物等を所有するため、その土地の上部を使用する権利です。太陽光発電パネルの下部で営農を行いながら発電することを営農型発電と言います。営農型発電ではパネルの支柱部分等は農地法5条の許可により最長3年の一時転用となり、パネルの下部については農地法3条の許可により地上権の設定を行います。高知県ではこの3月に太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインも作成され、これに沿って、設置運営予定です。ガイドラインでは地元住民の理解を得ることになっており伊勢川地区では説明会が開催されています。地上権を設定する者、土地の所有者です。[ ]、[ ]さん。地上権の設定を受ける者、[ ]、[ ]さん。地上権の設定を受ける[ ]さんが発電事業者となります。[ ]さんは高知県出身で東京で会社経営をされています。土地は田井字椀木5162番24、面積39,411平米のうち15,313.47平米。字八十良（やそよし）5164番6、15,757平米のうち2,894.51平米。同じく5164番7、11,639平米のうち1,480.91平米。同じく5164番8、19,530平米のうち1,682.86平米。合計4筆で86,337平米のうち21,371.75平米です。いずれも地目は保安林、現況は草地です。場所は、伊勢川山で、35年ほど前に草地として造成され保安林を部分解除しています。登記地目は保安林ですが、現況が農地であれば農地法上の農地となりますので農業委員会の許可が必要となります。この土地については国の補助金等を使って造成したため、法的に農地を他の用途の土地に転用することができませんが、営農型発電であれば発電事業が可能です。ただし、3年毎の一時転用となり、3年ごとに許可を受ける必要があります。草地の部分にパネルを設置し、パネルサイズは約7メートル×3.3メートルのパネルが635枚で1,990キロワットの発電を行い、パネル下部で営農するため支柱は2メートル程度高さを確保しています。伊勢川山の草地については本山町分にも草地があり、本山町分についても同規模で別の会社が発電事業者となります。営農については両町分、[ ]が耕作します。営農計画については資料4枚目、資料番号1-1になります。両面印刷にしています。申請の期間が3年ですので、営農計画も3年の様式になっています。農機具については[ ]所有の物を使用します。パネル下部では[ ]が万次郎カボチャを作付し、品種の選定や営農計画については、普及所から適当であるとの意見書ももらっています。意見書は資料5枚目の資料番号1-2の分です。営農型発電ではパネル下部で耕作をするので作業できる高さを確保することや農作物の一定の収穫量を上げることが許可条件となっています。数年後には営農体制を充実させるため別法人の設立も検討しているということです。出荷については当面はサンシャインやその他の直販所に出荷や直接販売をし、将来的には加工したいとのことです。発電事業者は地上権の設定分と一時転用部分の賃借料、パネル下部での営農の費用として[ ]へ年間400万円を支払います。発電の期間は20年で設備の撤去費も事業費に含まれており、総事業は6億7,176万円で6億円は銀行からの融資です。なお、パネルの周囲はフェンスで囲う予定です。なお、経済産業省への発電の設備認定、四国電力との電力受給の契約は済ませています。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。この件については、許可の場合、次の5条申請案件と同日付で許可となります。2件目については以上です。

会長：この件について担当農業委員の細川委員さんから補足説明がありますか。

細川委員：これについては[ ]の代表の方と間に入っている業者の方が何回か地元で説明をしに来ました。なかなか地元が納得するような説明がされなくて何回かになりました。3月の12日だったと思うのですが、最後に発電事業者の方も説明に来られ、自分は会に出れなかったのですが4月の24日には[ ]も再度説明に来たようです。草地であるところのパネルの下でカボチャ



ヤを栽培するというのですが、安定的に収量が上がるか疑問もありました。パネルを運ぶのについても道も傷むだろうと心配もあったので、地区としてもすぐに了承とはなりませんでしたが、法人を立ち上げて3人態勢で栽培や管理をしていくと話しがありましたので了承となりました。

事務局 秦泉寺：補足です。パネルの下部は3条で地上権の設定をして、パネルの支柱部分については次の5条申請で一時転用となります。パネルとパネルの間は1.5メートルの間隔をあけると支柱を約2メートルの高さを確保することで横からの日光が入るので、万次郎カボチャであれば耕作可能であろうと普及所からも意見書ももらっています。

細川委員：支柱を上げることで、風が吹いた時の心配はあります。

事務局 秦泉寺：通常、パネルの角度は20度だそうですが、パネルの高さを上げるのでここについては10度で設計しているそうです。パネルとパネルは金属の物で連結して安定をさせるということです。排水については、パネルの下もコンクリにするではないので今までと同様に雨水は自然浸透です。

仁井田委員：この発電についてはどこから補助があったりするのですか。

事務局 秦泉寺：ありません。資金のほとんどを高知銀行から融資を受けます。

会長：このようなケースは土佐町でも初めてのケースです。慎重審議をする必要はありますが、法的に書類が整っておれば拒否する理由も難しいです。個人的な意見ですが、カボチャの計画については計画が甘いと感じる。がぼちやの栽培よりも太陽光発電をしたいがための計画に見えます。継続審議となればまたその理由も必要ですから、慎重に審議をしていただいてこの件については今回採決を取りたいと思います。

事務局 秦泉寺：計画の当初はパネルの下部でシイタケ栽培を計画していましたが、収支計画で適当ではないということで別の品目を考えた時に万次郎カボチャであれば霜が降りるまでは収穫ができることもありこの品種になったようです。

細川委員：耕作とか収穫量のチェックはどこがしますか。

事務局 秦泉寺：町の農業委員会がします。1年目については工事中ですので耕作ができませんが、毎年2月に報告書の提出が必要となります。天候不順等の理由がなく収量が上がってなければ次の同じ内容での一時転用の許可は出せないと思いますし、制度上はパネルの撤去するようになります。

会長：普及所の意見書で、懸念事項はどう解消する予定ですか。

事務局 秦泉寺：提出された資料全てを総会資料としていませんが、保管については、JAを通じての直販用は農協の保冷庫が使えると農協にも確認をしています。その他は[ ]の保冷庫を利用する予定です。

細川委員：パネルは発電事業が終わったら撤去すると聞いてます。

和田委員：地元ともよく協議をしてもらいたいが。

会長：県のガイドラインでもそう規定されているので、今後も十分協議をしてもらうように伝えたいと思います。

和田委員：[ ]は何人おられますか。

川井委員：できた時は17軒でしたが今は6、7軒です。

伊藤委員：ちゃんと営農しなければ許可を打ち切るという条件は付けられますか。

会長：許可は最長3年で、3年後には改めて申請があり、その際の判断になるでしょう。

仁井田委員：3年以内に重大な問題が出てきたときには、すぐに対応するというようなことを書面で残してはどうですか。

会長：書面にしたとしても、太陽光パネルが直接的原因であると因果関係がはっきりしないと難しいでしょう。

事務局 秦泉寺：今回は造成はありませんので土地の形状自体は変更ありません。

会長：他にこの件について質疑等ありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。農地法 3 条について 3 件目について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は許可することに決定しました。3 件目についての説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：第 3 号議案農地法第 5 条による許可申請について説明します。5 条については町の農業委員会の意見書を県に進達し、県の許可になります。土地を貸す人、**田井字 2 3**、**田井字 2 3**、**田井字 2 3** さん。土地を借りる者、**田井字 2 3**、**田井字 2 3**、**田井字 2 3** さん。土地は先程の件と同様の地番ですが、一時転用面積は地上権設定の面積と異なりますので申します。土地は田井字柵木 5 1 6 2 番 2 4、面積 3 9, 4 1 1 平米のうち 4 3. 8 平米。字八十良（やそよし）5 1 6 4 番 6、1 5, 7 5 7 平米のうち 1 7. 1 平米。同じく 5 1 6 4 番 7、1 1, 6 3 9 平米のうち 1 1. 6 平米。同じく 5 1 6 4 番 8、1 9, 5 3 0 平米のうち 1 7. 1 平米。合計 4 筆で 8 6, 3 3 7 平米のうち 8 9. 6 平米です。3 年の一時転用で、パネルの支柱部分、電柱 3 本、フェンスの部分が一時転用面積となります。支柱は直径 7. 6 センチのものが約 3 2 0 0 本です。フェンスについては幅 5 センチです。発電事業中は 3 年ごとに申請となります。隣接農地はなく、周囲の耕作には影響がないと思われます。立地基準、書類、現地確認等の結果、許可できる案件であると判断致します。以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。農地法第 5 条による許可申請について採決を行います。この件について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は許可することに決定しました。続いて第 3 号議案農用地利用集積計画について説明してください。

事務局：第 3 号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。これについては 3 0 アールの耕作をしていなくても農地を借りることができます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。利用権の設定を受ける者、借受人は **田井字 4 5 4**、**田井字 4 5 4** さん。利用権を設定する人、貸付人は **田井字 4 5 4**、**田井字 4 5 4** さん。土地は高須字市蔵田 1 3 5 2 番 1、2、4 6 0 平米。同じく 1 3 5 3 番 1、1、8 1 8 平米。同じく 1 3 5 3 番 2、5 1 0 平米。字繁昌屋式（はんじょうやしき）1 3 3 3 番 1、1、9 4 0 平米。合計 6, 7 2 8 平米で、いずれも地目田、現況畑です。場所は高須の上の方で **田井字 4 5 4** さんの自宅付近です。賃借権の設定で、借りる期間は平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の 2 年 9 ヶ月です。賃借料は 4 筆で年間 6 7, 2 8 0 円です。1 0 アール当たり 1 0, 0 0 0 円です。野菜を多品目で作付予定です。農機具は所有しており、雇用もしていません。現地確認、書類審査の結果、農業基盤強化法、土佐町の基本構想に照らして許可できる案件であると判断しております。以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：無し。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画についてご異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で



審議案件は終わりました。3の改正農地法等について説明してください。

事務局 秦泉寺：説明します。資料最後の6枚目、資料番号2をご覧ください。この4月より、農業協同組合法、農業委員会等に関する法律、農地法が改正され施行されています。変更点について説明します。改正の大きな目的としては、農協改革や企業の農業参入の促進等です。資料は同じ行に改正前と改正後ということで左右対比しています。改正後のみに記入があるところは今回追加変更された部分です。農協法については、①の営利目的の事業を行ってはならないとしていたものから、高い収益性に注力するようとなりました。②は農業者に事業利用を強制不可が追加、③理事の過半数が認定農業者とすると規定、④⑤は農協・全農の株式会社化も可能とする、⑥は地域農協の監査は県中央会が行わないようにする規定、⑦は全中の監査を公認会計士の監査に移行する規程となっています。この改正で地域の農協の創意工夫を促すとしています。農業委員会等に関する法律については、公職選挙法にもとづき選出されていた農業委員が市町村長の任命となり、委員数も削減されました。②は農地の集積のため農地利用最適化推進委員が新たに設けられました。③は農業委員会系統組織である全国農業会議所と都道府県農業会議所が一般社団法人化されました。この改正は農業委員会が農地利用の最適化をすすめるためとされています。農地法については、①農業生産法人から農地利所有適格法人と呼び方が変更されました。②の法人の議決権について農業者以外の者の議決の割合が緩和されました。③は法人の構成員について、農業関係者以外の者の要件が撤廃され農業に関わらない者も構成員になれるようになりました。④は法人の役員過半数が農業に常時従事しなければならないことなどの要件が緩和されました。この改正で、企業の農業参入を促したり、農産物の生産から加工やサービス提供等も併せて行う6次産業化をすすめるとしています。簡単な説明で申し訳ありませんが、県下の農業委員対象の全員研修ではもう少し詳しい話が聞けると思います。以上です。

会長：自分が農業委員として危惧していることは異業種が農業に参入しやすくなって、北海道や平野部ではそういったこともあるでしょうが、土佐町みたいな山間部では参入もないでしょうから、今後、耕作放棄地が出てくると思われまます。農業委員会としても農地パトロールもあるますが、注視していただきたいと思ひます。農地法についても勉強していきたくと思ひます。次お願ひします。

事務局 秦泉寺：全国農業新聞の購読のお願いです。全国農業新聞は農業委員会のサポート組織である全国農業会議所が週刊で発行している新聞です。月700円の購読料ですが農業委員さんには購読をお願いしています。申込書は配布していますので次回の農業委員会の際に申し込んでいただけたらと思ひます。すでに購読されている方には配布していません。記入の際には購読料を引き落とす口座の届出印を押印お願いします。早く購読したい方がいらっしゃいましたら事務局まで提出ください。事務局で見本を数部持っていますので希望の方は声掛けください。それから、新任の農業委員さんには農業委員会手帳を配布していますのでご利用ください。中に農業委員の身分証明も入っています。配布物で、農業者年金のパンフを入れています。60歳までで年間60日以上農業されている方が加入できて、国の政策年金ですので制度上有利なこともありますので、お知り合いの方などに勧めていただけたらと思ひます。

会長：農業年金をもらいだしたら農業はできなくなるんですね。

事務局 秦泉寺：割り増し分の経営移譲年金をもらう方は、農業の名義を変えたりする必要があり農業経営はできませんが老齢年金のみの場合は農業継続できます。

会長：わかりました。他に委員の方から何かありますか。

他委員：なし。

会長：無いようですので、以上で第1回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会 会長

高石 義治 夫

議事録署名委員

和田 勇

議事録署名委員

長野 直樹